

社会福祉法人 富良野あさひ郷

指定一般相談支援事業所 歩み 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人 富良野あさひ郷（以下「事業者」という。）が設置する指定一般相談支援事業所 歩み（以下「事業所」という。）において実施する地域移行支援及び地域定着支援（以下「一般相談支援事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、一般相談支援事業の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った適切な指定地域移行支援及び指定地域定着支援（以下「指定地域相談支援」という。）の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 地域移行支援の実施に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するものとする。また、当該利用者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他必要な支援を適切かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。

2 地域定着支援の実施に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するものとする。また、当該利用者との常時の連絡体制を確保し、当該利用者に対し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他の必要な支援を適切かつ効果的に行うものとする。

3 一般相談支援事業の運営に当たっては、関係市町村、障害福祉サービス事業者等の関係機関との連携を図り、当該利用者の意向、適正、障害の特性その他の事情に応じ、適切かつ効果的に行うものとする。

4 一般相談支援事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立って行うものとする。

5 前四項のほか、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成17年法律第123号。以下「法」という。）及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（平成24年厚生労働省令第27号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

6 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行ふとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずる。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 指定一般相談支援事業所 歩み
- (2) 所在地 北海道富良野市西麻町1の3（サポートステーションすきっぷ内）

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、事業所の相談支援専門員、その他の従業者の管理、指定相談支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- (2) 相談支援専門員 1名以上
相談支援専門員は、日常生活全般に関する相談、その他の指定地域相談支援に関する業務を行う。
- (3) 前項に定める者のほか必要に応じ、他の職員を置くことができる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、1月1日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) サービス提供日及び時間
前項(1)及び(2)と同様とする。
- (4) 上記営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(事業の主たる対象者)

第6条 事業所における主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 身体障害者（18歳未満の者を除く）
- (2) 知的障害者（18歳未満の者を除く）
- (3) 精神障害者（18歳未満の者を除く）

(指定地域相談支援の提供方法及び内容)

第7条 事業所で行う指定地域相談支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 日常生活全般に関する相談
- (2) 地域の障害福祉サービス事業者等の情報提供
- (3) 指定地域移行支援に関する内容
 - (ア) 地域移行支援計画の作成及び評価
 - (イ) 地域に移行するための活動に関する面接又は同行による支援

- (ウ) 障害福祉サービスの体験的な利用
- (エ) 体験的な宿泊

(4) 指定地域定着支援に関する内容

- (ア) 地域定着支援台帳の作成及び評価
- (イ) 訪問等による利用者の状況の把握

(5) 前各号に掲げる便宜に付帯する便宜

- (1) から (4) に付帯するその他必要な相談支援、助言等。

(地域相談支援給付決定障害者から受領する費用及びその額)

第8条 事業者は、法定代理受領を行わない指定地域相談支援を提供した際は、地域相談支援給付決定障害者から法第51条の14第3項の規定により算定された地域相談支援給付費の額の支払いを受けるものとする。

- 2 事業者は、地域相談支援給付決定障害者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定地域相談支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を地域相談支援給付決定障害者から受けることができる。
- 3 第9条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、公共の交通機関等を利用した場合には、その実費を計画作成対象障害者等から徴収するものとする。
- 4 事業者は、第1項から第3項までの費用の支払を受けた場合は、当該費用を支払った地域相談支援給付決定障害者に対し、当該費用に係る領収書を交付するものとする。
- 5 事業者は、第2項及び第3項の費用の額に係る指定地域相談支援の提供に当たっては、あらかじめ、地域相談支援給付決定障害者に対し、当該指定地域相談支援の内容及び費用について説明を行い、地域相談支援給付決定障害者の同意を得るものとする。

(地域相談支援給付費の額に係る通知等)

第9条 事業者は、法定代理受領により市町村から地域相談支援給付費の支給を受けた場合は、地域相談支援給付障害者に対し、当該地域相談支援給付決定障害者に係る地域相談支援給付費の額を通知するものとする。

- 2 事業者は、第7条第1項の法定代理受領を行わない指定地域相談支援に係る費用の支払いを受けた場合は、その提供した指定地域相談支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を地域相談支援給付決定者に対して交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、富良野市の全域とする。ただし、他の実施機関等の要請により当該地域を越えて事業を実施する場合もある。

(緊急時等の対応)

第 11 条 指定地域相談支援の提供を行なっている際に、利用者に病状の急変その他の緊急事態が生じた時は、速やかに医療機関への連絡を行う等、必要な処置を講じるものとする。

(苦情解決)

第 12 条 事業所は、その提供した指定地域相談支援に関する利用者からの苦情を解決するため、苦情を受け付ける窓口を設置する等の必要な処置を講じるものとする。

(事故発生時の対応)

第 13 条 事業者は、利用者に対する指定地域相談支援の提供により事故が発生した場合は、都道府県、関係市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について、記録するものとする。
- 3 事業者は、利用者に対する指定地域相談支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 14 条 事業所は障害者虐待防止法を遵守し、利用者に対する虐待を未然に防止すること、また、早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るために、次の措置を講じるものとする。

- 1 虐待防止に関する「虐待防止体制管理者」と「虐待防止マネージャー」を配置し必要とする措置を講ずる。
- 2 富良野あさひ郷障害福祉事業の「虐待防止委員会・身体拘束検討委員会」との連携を図り従業者に対する虐待防止の啓発・普及するための研修の実施。
- 3 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者または擁護者（利用者の家族、障がい者を雇用する事業者等、障がい者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(衛生管理等)

第 15 条 事業所は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。

- 2 事業所は、当事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努める。
- 3 事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずる。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(職場におけるハラスメントの防止)

第16条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

(業務継続計画の策定等)

第17条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(その他運営に関する重要事項)

第18条 事業所は、適切な指定相談支援が提供できるよう、職員の資質の向上のため研修の機会を確保するものとする。

- 2 職員は、その業務上知り得た利用者並びにその家族の秘密保持するものとする。
- 3 職員であった者が、業務上知り得た利用者並びにその家族の秘密を保持するよう、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を職員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、他の一般相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、特定相談支援事業者その他関係機関等に対して、利用者並びにその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者並びにその家族の同意を得るものとする。
- 5 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
- 6 事業所は、利用者に対する指定地域相談支援の提供に関する諸記録を整備し、当該指定地域相談支援を提供した日から5年間保存するものとする。

(委任)

第19条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人 富良野あさひ郷と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

改 正

平成 27 年 4 月 1 日 一部改正

平成 29 年 4 月 1 日 一部改正

令和 2 年 4 月 1 日 一部改正

令和 4 年 4 月 1 日 一部改正

令和 6 年 4 月 1 日 一部改正